

第2次 新横田基地公害訴訟 原告団ニュース

発行者

第2次新横田基地公害訴訟原告団

〒197-0003 東京都福生市熊川1655-3

白鳥第2ビル302号

TEL/FAX. 042-552-4451

Email : syokotas@vesta.ocn.ne.jp

http://www.yokota-kougai.com

「防音工事」は 騒音解消に ならないことは 明らか

2回の本人尋問を終えて

原告団事務局長 清水幸一



この間2回の裁判で、8名の原告が本人尋問に立ちました。いずれの皆さんも、堂々の陳述で国側を終始圧倒したと思っています。

情けないのは国側の反対尋問でした。その主張の多くは『防音工事』の話でした。我が家（清水幸一宅）はこれまで2回防音工事をしました。2回目は今年の春に施工したばかりです。

でも2回もやったのに効果は全く感じられません。我が家の真上をC130が飛ぼうものならテレビの音は全く聞こえなくなります。節電や省エネが盛んに言われている昨今、窓を閉め切ってエアコンに頼って暮らすことなど誰だっと思ってたくありません。

ハッキリ言って、『防音工事』は切り札にも決め手にもならないと思います。

『防音工事』はその場しのぎの間に合わせ？

「暫定的処置」と政府は繰り返し言明！

毎年6月上旬に、環境週間にあわせて『全国公害被害者総行動』が取り組まれています。原告の皆さんの中にも「参加した」という人が多いと思います。

この行動の一環として環境省とも交渉の場を

持っています。この話し合いの中でこの『防音工事』に話が及ぶことも多くありました。その際、環境省側は「防音工事は（騒音に関する）環境基準が達成されるまでの“暫定的処置”です」との説明を繰り返し述べてきました。早い話がその場しのぎの応急処置でしかないということです。しかも被害地域に住む全ての住民に、“希望すれば工事をしてもらえる権利”があるわけではありません。

国側は裁判所で、そのことをハッキリ説明してから反対尋問に臨むべきと思いますが、皆さんはどう思いますか？

国側代理人は、尋問に立った原告の女性親族の職場や学校の所在を、“職権”を使ってネホリ・ハホリ聴き出そうとネチネチ尋問しました。

旧知の親しい間柄ならいざ知らず、アカの他人が職権を行使して聴き出すことではありません。しかも場所は法廷です。セクハラや人権侵害が横行していいはずはありません。最低限の品性は守ってほしいものです。

尋問を完璧にこなせる原告なんて居るはずが

(2ページに続く)

ありません。国側は原告のプライバシーを暴き立てて些細な不安や動揺を拡大し、反対尋問を有利に進めようとしています。しかし、防音工事の話題同様国側の意図に大義と正義はありま

せん。原告団には四〇年を超える運動の成果と、繰り返し獲得してきた勝利判決の積み重ねがあります。そこに確信を持って、みんなでチカラを合わせがんばり抜きましょう。

6月8日 第1回本人尋問

傍聴席の熱気を背中に感じ堂々と

6月8日行われた原告本人尋問では、基地北側、瑞穂から小暮彰さんと櫻井久さん、基地南側、昭島から池田浩美さん、八王子から守屋直さんの4名の原告が証言台に立ちました。

屋根をかすめるように基地に離着陸する大型機。電話越しの声やテレビの音が聞き取れないほどの騒音。上空を飛び交うC-130 輸送機の旋回訓練。騒音に悩まされて

も地域を離れられない事情。騒音コンターの外側でも変わらない被害。平和で穏やかな日常に暴力的な騒音が押し入ってくる日々を訴えました。

4名の皆さんの一言一言の訴えが裁判官に届いたと思います。国側の反対尋問は、的はずれな質問も多くなりましたが、毅然として応えていました。

瑞穂町原告 小暮 彰さん

7月6日の証人席に立つ事になった。全く未経験な事だったので、本来ならもう少し慎重に考えるべきだったが、「頼める?」「いいよ!!」程度の軽い受け応えで決まってしまった。

その後、担当の小口弁護士から連絡があり、いよいよ正式なものとなった。話が進む内に、私が証人尋問のトップをやる事になり、内心（これはエライ事になった）と思ったし、（聞いてないよー!!）とも言いたかったのだが・・・、こうなったらやるしかないな!!と腹をくくった。

そうすると、小口弁護士との面談にも自から熱が入り、陳述書を何度も繰り返し読んだ。不安な材料があると、同席の新倉先生に伺って、適切なアドバイスを頂いた。小口弁護士が予想される反対尋問を設定してくれたので、それに答える形での証言シュミレーションも行った。お陰で、当日の尋問では、言いよどむことなく証言できて大変有り難かったと思っている。又、私の幸運は他にもあった。それは、反対尋問に立った被告側の人がとても若かった事である。

（これは私の思い込みかも知れないが）彼にとって年長の私と対峙する事は、やはりやりにくかったのではないだろうか？尋問は何かチグハグで、

初めの方は兎も角、終わりの方は全く尋ねる必要のない事柄になっていた。この時、傍聴席からタイムリーな野次が入り、彼は直ぐ尋問を打ち切ってしまった。〈正に野次効果である!!〉尋問の終わりには、防音工事イコール騒音の解消ではない事と、その工事に因り、戸や窓が重くなり開閉が困難になる事等、生活の実態を伝えることができた。さらに、今回特筆したい事がある。それは、証人席に立っていた時、背中に感じた傍聴席の熱気である。私は、多くの人の支えがあったからこそ、無事この任を果たせたと思っている。皆さん、本当に有難うございました。この頁をお借りして、お礼を申し上げます。

次回は、傍聴席から証言する仲間を支えたいと思っております。今後も共に頑張りましょう。

小暮さんの尋問を担当された 小口弁護士のお話

6月から11月まで、全4期日で行われる16名の原告本人尋問のトップバッターとして、小暮彰さんに尋問に答えていただきました。

小暮さんは瑞穂町の80Wの地域にお住まいです。騒音にはほぼ一日中曝されており、その

ために心身にストレスを感じていらっしやいます。特に、夕方から夜間にかけて行われる旋回訓練の騒音に悩まされています。夕方以降の時間帯は、小暮さんが夕食をとったり、テレビで趣味の野球観戦をしたりしてリラックスする時間帯です。尋問では、野球観戦の醍醐味はなにか、最高潮に盛り上がっている試合の観戦を、騒音で邪魔されることがどれだけ失望感を感じ

させるものなのかをお話しいただき、本来であればリラックスしている時間帯を、毎日のように騒音で妨害されるお気持ちを訴えていただきました。

騒音によってストレスに曝され、テレビ鑑賞でリラックスするという当たり前の生活が奪われていることを、十分に裁判所に伝えることができたと思います。

昭島市原告 池田 浩美さん



コンター外でも被害を受けている原告の一人として今回本人尋問に臨みました。

国側弁護士からの質問が、(コンター内でも新築は防音工事に国の補助など出ないのに)

「なぜ防音工事した家に引っ越さなかったか?防音工事をしたいと思わなかったか?」みたいな意地悪質問に終始していて、腹立たしい思いもありますが、働く女性にとって夕方からは子どもと触れ合える貴重な時間、それを横田基地の爆音にじゃまされ続ける苦痛を自分の言葉で直接訴える事ができてすっきりしました。

原告のみなさん多勢いるなかでこのような貴重な機会をありがとうございました。

池田さんの尋問を担当された小峰弁護士のお話

6月8日に池田浩美さんの尋問を担当いたしました。尋問の時には、コンター外原告の中でも、池田さん特有の被害感、すなわち、旋回訓練による被害感が多くあることを裁判官に伝えられるように心がけました。結果として、旋回訓練が多く、その騒音に悩まされていること、旋回訓練の音は長く続き、団らん時間において、会話妨害が著しいこと、家族、特に、息子さんが迷惑をこうむっていることを池田さんの口から具体的に語っていただくことができました。

もともと、尋問の反省点もいくつかありました。特に、聞きたい事をまとめきれず、尋問時間を過ぎて尋問をしてしまったところは反省点でした。尋問時間の遵守などは、細かいことかもしれませんが、裁判所の印象に影響を与えることとなります。今後も私は尋問をするので、その時は気を付けたいと思いました。

八王子市原告 守屋 直さん



尋問当日、大勢の傍聴、ご参加ありがとうございました。上がりがちな私ですが、緊張もほぐれ勇気を持って証言することが出来ました。

本人尋問では、毎日のように続く爆音、団欒や睡眠を奪う爆音被害の実態を、13年5月から15年5月までに生じた爆音の一部(106回)を携帯電話のメモ機

能を使って爆音日時と状況を記録した「航空機飛行状況」のデータを証拠として出した事を明らかにし、被害が多岐に渡っていることを主張出来ました。反対尋問では、爆音と軌道音(八高線)の違いを、十分に説明を加えきりました。裁判長に飛行の差し止めを求める気持ちを伝えきったと思います。



守屋さんの尋問を担当された 富田弁護士のお話

八王子市石川町の守屋さんの本人尋問を担当しました。尋問当日までに、3回、ご自宅で打合せをさせていただきました（打合せ中にも度々の爆音がありました。）。

打合せの中で、爆音による被害はもちろんですが、すさまじい爆音に対する怒りから、飛行記録を付けるようになったこと、また、行政に対する交渉活動を行ってきたものの、なかなか

進展しないことに対する憤りの気持ちをお聞きし、そこに焦点を当てることとしました。飛行に関する記録は、尋問前に証拠として提出して、尋問の中でその一部についての具体的内容とその時の怒りを話してもらうこととしました。

尋問当日、被告席にずらりと並んだ被告指定代理人らに怯むことなく、3名の裁判官に対して強い口調で自らの思いを話しており、被告からの反対尋問に対しても、十分に説明を加え、裁判所の差止め判決を希求する強い気持ちが伝わる尋問になったかと思います。

市民の安心安全が守れない 危険な米軍横田基地

6/8 「横田基地の撤去を求める西多摩の会」高橋氏によるミニ学習会

6月8日に行われた第1回原告本人尋問を終え会場を弁護士会館に移して行われた「報告集会」では、証言に立った皆さんからそれぞれ感想が述べられ、会場に集まった原告や支援者から大きな拍手で応えました。

その後、「横田基地の撤去を求める西多摩の会」代表の高橋美枝子さんから、「市民の安心安全が守れない、危険な米軍横田基地」と題したミニ学習会を行いました。

主な内容の特徴として、①米軍横田基地に航空自衛隊基地が新設され、日米の司令部が一体化し日米軍事演習が増えている。②福生でも飛行回数が夜間帯含め増えており、大型外来機のC5ギャラクシーやC17輸送機の離着陸が増えている。③沖縄海兵隊、アラスカ陸軍兵士による大規模なパラシュート訓練が横田基地上空



で、過去4年間にのべ2000人も実施されている。④欠陥機MV22オスプレイが一昨年7月から今年6月3日までに108回も離着陸している。⑤さらに危険な特殊作戦用CV22オスプレイが来年度から横田基地に配備されると日本政府が発表し、危険な夜間低空飛行訓練の激化が予想される。

こうした現状をみるならば、日米ガイドラインに沿って、米軍横田基地は戦争法実行のための日米「調整所」の拠点として変化していると語りました。 【昭島支部 奥村 博】



6月24日 北関東防衛局交渉 CV-22オスプレイの危険性・騒音を問う

去る6月24日（金）午後3時30分から4時20分ころまでオスプレイ配備反対連絡会として、北関東防衛局へ要請を行いました。

事前の日程調整の中で、北関東防衛局側から30分しか時間がとれないので要請項目を1～2項目に絞り込んでもらいたい旨の連絡があり、私たちとして、時間の制約があるのであれば要請全項目に対し文書回答するか、要請項目毎に毎月要請するので対応するよう求めたところ、全項目への回答を行うことで実施が確定しました。

私たちが要請した内容は「オスプレイの訓練の安全性」、「騒音に対する規制および対策」、オスプレイ機の安全性」等について、5市1町など自治体への配備決定伝達時の資料を基に細部にわたる具体的説明を求めるものでした。

当日、北関東防衛局は、有賀室長他5～6名が同席。代表して有賀室長が総括的な回答を行いました。が、「米軍基地の存在が日米同盟の抑止力維持や極東の平和維持のために重要であること、とりわけ昨今の北朝鮮ミサイル発射問題、中国海軍の尖閣海域への侵入など、アジア地域の安定が脅かされかねない状況であり、米軍の抑止力が重要である」ことを強調されていました。

個別的な要請事項のうち「騒音の増加」に対しては、「横田基地に配備されているC130輸送機、UH-1ヘリと単発騒音ではさほど変わらない、騒音に著しい影響は無いと米軍から聞いている。」、また、「オスプレイの安全性」については、「政府として普天間配備時に安全性を確認している。国内では未だ事故もなく安全に運用されている。」、「住民への騒音被害軽減のため、既存の日米合意を遵守するよう米

側に配慮を要請している。」などと第三者的発言に終始し無責任極まりない態度での対応でした。

今回の要請で明らかになったのは、既存の場周経路での飛行高度で、基地東側回転翼機の飛行コースでは約450メートル（1500フィート）、基地西側の固定翼機の通常飛行コースでは約600メートル（2000フィート）、同高度コースでは約750メートル（2500フィート）での飛行で運用されているとのことでした。一方で、横田基地での航空機騒音軽減措置（昭和39年日米合同委員会合意）によれば、プロペラ機（ヘリを含む）では高度1500フィート（約450メートル）、ジェット機では高度2000フィート（約600メートル）以下での飛行を規制しています。しかしその後、低空飛行訓練での日米合意の飛行規制では、500フィート（約150メートル）以下で飛行しないとしており、その日米合意に従えば、従来の3分の1の低空で市街地上空を飛行することになり、騒音の激化と同時に墜落落下物への危険性が高まり、住民を極度の不安に陥れることは必定です。

昨年5月、防衛大臣はCV-22配備の記者会見で低空飛行訓練、夜間飛行訓練を横田基地で行うと明言しており、北関東防衛局に対し具体的に実施の有無を質問したのに対し、北関東防衛局は黙して語らずの態度で、住民の生命、健康、安全な生活を保障する姿勢は見られず、その他の課題も含め、引き続き交渉せざるを得ませんでした。

【原告団団長 大野芳一】



北関東防衛局 要 請 事 項

1 CV-22配備決定伝達時の資料及び関連事項について説明を求める

1-1 飛行及び訓練の安全性について

(1) 資料11ページの「横田飛行場における既存の飛行経路」図のついでの説明を求める

(2) 横田飛行場におけるCV-22の通常訓練、夜間訓練、低空飛行訓練および特殊訓練（パラシュート降下・物資投下訓練等）とはどのようなものか。またそのときの飛行経路および最低飛行高度はどのような高度に規制されているのか

(3) 昭和39年4月の日米合同委員会における「横田飛行場における航空機騒音の軽減措置」合意の3条(6)項 飛行方法の規制一アの飛行高度規制は、CV-22の横田飛行場での飛行訓練時に適用されるのか、また、「訓練区域」への往復飛行（移動時）にも適用されるのか。

1-2 騒音に対する規制及び対策について

(1) 航空機騒音環境基準で基準値が定められていますが、この基準値を横田基地では達成されていると判断されていますか。もし達成しているとするならば、その数値はいくらですか。また、その範囲（地域）は何処まででしょうか。

(2) 達成していないとするならば、その理由は何でしょうか。その上でどのような対策・手立てを講じていますか、また、何時までに実現する計画ですか。計画をお示し下さい。

(3) 現在の騒音状況について認識したうえで、2

017年度よりCV-22オスプレイ機が配備されようとしています。私たちは騒音状況の悪化を懸念しているところです。どのような認識でしょうか。

(4) 資料12ページに騒音暴露レベルの常駐機との比較表が掲載され、説明文では、騒音暴露レベルが同等であるので騒音被害の増加にはならないかのような記述に受け取れるのですが、どのように思われますか。

私たちは、単発騒音レベルが仮に同等であれ、低空飛行、夜間飛行など諸々の飛行訓練により飛行回数が増加することは否定できず、騒音被害の増加は避けられないこと、また、被害地域も拡大しかねないと思っています。

資料を提示し、どのようになるかご説明下さい。

(5) 「CV-22の横田飛行場配備に関する環境レビュー」（2015年2月24日）45ページの記述によれば、「環境省（2012a）は、望ましい騒音レベルとして、第1類型ではLden62dB未満、第2類型ではLden66dB未満と規定している。」と記載しているが、告示されている航空機騒音環境基準では第1類型Lden57dB以下、第2類型Lden62dB以下とし、より厳しい数値で規定している。なぜ、このように異なった規定値が引用されているのかご説明下さい。

規制値が高いということは、被害を軽視する結果を招き、対策が遅れるか、放置することになり容認できません。是正するよう求めます。

(6) 「CV-22の横田飛行場配備に関する環境レビュー」（2015年2月24日）の46ページ1行目から47ページの4行目までに騒音軽減措置を

講じている旨の記述があります。これらの内容で、日米合意にかかる部分もありますが、地方自治体及び住民に知らされていない部分の記載事項について政府として承知しているのでしょうか。ご説明下さい。同時に、住民の不安除去のため、日米合意事項に追加するよう米国政府に申し入れ下さい。

1-3 オスプレイの安全性について

(1) オスプレイにはオートローション機能がなくヘリコプターに比し安全性に欠けるとの一般的評価で、住民は事故時の危険性を払拭できません。安全性についてご説明下さい。

(2) 防衛省「MV-22オスプレイ オートローションについて」(2012年9月19日)によれば、2基のエンジン停止後の機体操作等の一連の作業手順について説明されていますが、その前に、最寄りの滑走路に着陸する。とあるが、滑走路を選択するまでにどのくらいの時間的猶予がありますか。最悪の場合、2基のエンジン停止が起こった場合、猶予時間はありますか。

(3) 上記資料では、高度610メートルより操作開始となり、飛行速度 時速222キロメートル、降下率 毎秒25メートルとし、高度305メートルまで飛行するとなっています。その後、機首操作を行い、高度152メートルまでの間に降下率 毎秒10メートルから5メートルまで減速するとなっています。この間の飛行速度の変化は時速何キロメートルから何キロメートルになるのでしょうか。

さらに、高度152メートルから地上までは降下率 毎秒3.6メートルから2.5メートルまで減速し着地することになっていますが、着地時の飛行速度は時速130キロメートルとなっています。高度152メートル時の飛行速度 何キロメートルから時速130キロメートルまで順次減速することになるのでしょうか。以上、高度610メートルから着地までの所要時間はどのくらいになりますか。

また、着地の際、2,3回バウンドしたとの記述がありますが、何メートル先で停止できたのでしょうか、お示し下さい。

固定翼機での滑空着地と違いはあるのでしょうか。ないとするばどのような利点があるのでしょうか。

(4) 海兵隊仕様のMV-22の事故率(10万飛行時間あたりの事故数)について

沖縄配備時の事故率1.62(2012年9月)が下降せず2.64(2015年9月末)に上昇していることは事実でしょうか。

(5) MV-22オスプレイの事故率は、現在どのような数値に変わっていますか。事故率は減少傾向で

しょうか。それとも上昇傾向でしょうか、お示し下さい。

(6) 米軍は、昨年5月ハワイで発生した着陸失敗事故を踏まえて、「エンジンの吸気口から砂を吸い込みにくいようにする研究を進めている」との責任者の発言(2016年5月16日)が報道されました。事実上の構造的欠陥を認めたものであり、機体構造が同じとするCV-22オスプレイの配備運用、及びMV-22オスプレイの飛来・訓練を直ちに止めるべきであり、日本政府としてアメリカ政府に対し配備・飛来中止の申し入れを要請いたします。同時に日本政府としてMV-22の購入を即時停止すべきです。

2 その他

(1) 衆議院議員のCV-22オスプレイに関する質問主意書に対する答弁書の確認

- ・横田基地周辺での夜間飛行、編隊飛行、人員降下、物料投下、離着陸の5種類の訓練及び低空飛行訓練の実施の有無。
- ・同上、訓練の回数・頻度、時間帯、降下訓練の場合は降下人員の数を明らかにして下さい。

(2) CV-22オスプレイ配備時期について

- ・第1陣3機を2017年度末配備とのことですが、具体的には何月頃でしょうか。
- ・通常1年を表す仕方として1月~12月まで、日本の会計年度であれば4月~翌年3月まで、米国の会計年度であれば10月~翌年9月までとなります。3通りの受け取り方がありますが、どの表記法を持って示しているのか、以上お答え下さい。

(3) 昼夜の飛行訓練が激しく行われ、なおかつ深夜早朝の離着陸回数の増大により基地周辺住民は騒音及び墜落・落下物の危険に悩まされています。こうした被害実態を把握するために極めて重要な飛行航跡調査を沖縄防衛局同様、北関東防衛局においても実施していただきたい。

**第3回本人尋問も
傍聴席を満杯にして
原告証人を応援しよう
9月14日(水)午後2時
立川地裁 101号大法廷**

第3回目の本人尋問は羽村から1名、八王子から2名、昭島から1名が証人台に立ちます。これまでを上回る人数の傍聴で証人に立つ原告を応援し、そして国側には無言の圧力をかけましょう。

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議 嘉手納～普天間～岩国～厚木～横田 原告団交流集会・第4回総会 9/17(土)18(日) 昭島で開催

全国基地爆音訴訟原告団連絡会議が結成して今年で8年を迎えます。連絡会議は裁判闘争での相互協力や情報交換、対政府交渉などの行動を通じ、信頼と連帯を深め、その運動も着実に前進させてきました。

このたび9月17日と18日の2日間にわたり、原告団交流集会と第4回総会を昭島市で開催します。

初日の17日は小松、普天間、嘉手納、岩国、厚木の基地訴訟原告団代表の方々に、横田基地内で開催される日米友好祭を見学していただく

予定です。

2日目の18日は昭島市役所内市民ホールに於いて裁判や運動の報告・交流会と第4回総会を予定しています。原告の方々は2日目の報告・交流会と総会にご参加いただき、全国基地原告団との交流を深めてまいりましょう。

9月18日(昭島市民ホール)の日程
9時15分 開会
午前 全国基地訴訟の報告(分科会)と基地情勢
午後 分科会のまとめと総会
午後3時終了予定
(詳細は次号ニュースでお知らせします。)

熊本・大分災害支援募金への

ご協力ありがとうございました。

5月末からこれまでに151,000円が寄せられました。これを全国公害被害者実行委員会を通じて被災地の公害団体へ送りました。

毎月22日 拝島駅南口で
オスプレイ横田配備反対署名行動を
取り組んでいます。8月22日(月)
午後3時～4時 ご協力ください。

結審までの日程

- 9月14日(水) 午後 本人尋問と進行協議
- 10月14日(金) 第2回現地検証(八王子)
- 11月9日(水) 午後 本人尋問と進行協議
- 2017年1月18日(水) 予備日
- 2017年3月1日(水) 最終口頭弁論(結審)

原告団活動日誌

- 6/16 原告団ニュース発行、発送作業
- 6/17 原告団会議
- 6/19 昭島支部裁判報告会
- 6/20 弁護士会議に出席
- 6/22 オスプレイ横田配備反対署名行動は雨天のため中止
- 6/23 八王子・日野支部事務局会議
- 6/24 オスプレイ配備反対連絡会行動として北関東防衛局要請
- 6/25 八王子・日野支部世話人会
- 6/27 団費納入依頼書発送作業
- 7/6 第14回口頭弁論
- 7/11 定例事務局会議
- 7/15 原告団会議
- 7/18 オスプレイ横田配備反対連絡会会議に出席
- 7/20 弁護士会議に出席
- 7/22 オスプレイ横田配備反対署名行動は雨天のため中止
- 7/22 大東学園高校平和学習、横田基地見学案内
- 7/27 昭島支部会議
- 7/28 第2回検証に向けて実地踏査
- 7/30 八王子・日野支部世話人会。裁判報告と懇親会
- 8/1 全国基地爆音訴訟原告団連絡会議総会に向けて準備会議
- 8/2 オスプレイ配備問題で近隣自治体へ要請